39　令和十一年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第四号及び第百十八条第一項第四号の規定にかかわらず、協定規則第四十一号第五改訂版補足第二改訂版に規定する試験路において測定した値を用いることができる。

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第二十八条　次の表の上欄に掲げる自動車については、細目告示の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一～十九　（略）	（略）
二十　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって、令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（令和六年十二月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）	細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅲ・二・三・四・一・
二十一　細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第百十九条第一項第四号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車（令和五年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）	細目告示第四十一条第一項第七号及び第百十九条第一項第四号（粒子状物質の粒子数に係る部分に限る。）
ロ　令和五年十月一日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車のうち、令和五年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの ハ　令和五年十月一日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車 ニ　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第百十九条第一項第二号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
二十二　細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第百十九条第一項第二号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）	細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第百十九条第一項第二号（粒子状物質

39　令和十二年一月十日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第四号及び第百十八条第一項第四号の規定にかかわらず、協定規則第四十一号第五改訂版補足第二改訂版に規定する試験路において測定した値を用いることができる。

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第二十八条　次の表の上欄に掲げる自動車については、細目告示の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一～十九　（略）	（略）
二十　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって、令和八年十月三十一日以前に製作された自動車（令和六年十二月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）	細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅲ・二・三・四・一・
二十一　細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第百十九条第一項第四号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和七年九月三十日以前に製作された自動車（令和五年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）	細目告示第四十一条第一項第七号及び第百十九条第一項第四号（粒子状物質の粒子数に係る部分に限る。）
ロ　令和五年十月一日から令和七年九月三十日までに製作された自動車のうち、令和五年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの ハ　令和五年十月一日から令和七年九月三十日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車 ニ　令和七年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第百十九条第一項第二号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和八年九月三十日以前に製作された自動車（令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
二十二　細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第百十九条第一項第二号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和八年九月三十日以前に製作された自動車（令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）	細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第百十九条第一項第二号（粒子状物質